

## 「予防的な取組方法の考え方について」（討議用メモ）に対する意見

中 下 裕 子

## 3 環境政策における位置付け（特にリスク評価との関係）について

「リスク評価」については、そもそも定量的なデータがないと適用できない、実際には数十～数百種の化学物質による複合ばく露を受けているのが実情であるにもかかわらず、複合影響を評価する手法が開発されていない、低用量影響には適用できない可能性がある（逆U字現象や個人差の大きさなど）、プロセスに多大な費用と時間がかかるなど、重大な欠陥があることが指摘されている。とりわけ、複合影響が評価されていないことを勘案すると、現行の物質ごとのリスク評価による安全性には、常に過小評価かもしれないとの疑念が付きまわっていると云わざるを得ない。

「予防的な取組方法」（予防原則）は、こうした「リスク評価」が有する根本的な欠陥を克服して、人の健康や生態系への悪影響を防止するための不可欠な概念として提唱されてきたものと考えられる。

このような「リスク評価」の欠陥を認識することが、「予防的な取組方法」を有効に活用して化学物質による人の健康や生態系への悪影響を最小化するというWSSD目標を達成する上で、極めて重要であると考えられる。「両者の考え方は補完的なもの」との記述は誤りではないが、このような本質的な問題の存在をあいまいにしていると云わざるを得ない。予防原則についてのウィングスブレッド宣言が従来のリスクアセスメントに代わる新しい概念としての「予防原則」を提唱しているのも、同様の問題提起であると考えられる。

したがって、「現状のリスク評価では、複合影響が評価されていないなど人の健康・生態系の保護に十分でない可能性が否定できないため、これを補完する予防的な取組方法を意思決定プロセスに活用すべきである」というような表現に改めることを提案する。

また、既述のような問題があるため、リスク評価は常に「予防的な取組方法」の考え方によって補完されるべきものであると考えられるので、後述のとおり、「予防的な取組方法」の適用要件は厳格なしほりをつける必要はないと考える。

## 4 適用方法について

### (1) 適用要件について

前述のとおり、「予防的な取組方法」は常に適用が検討されるべきものであって、発動要件を厳しく定めることは反対である。特に の「リスクの存在」の要件については、潜在的に有害な影響が、特定の行為等によって引き起こされることが特定されていることまで要求するべきではない。

例えば水俣病事件のケースでも、健康影響が発生しており、その原因として水俣湾の汚染魚摂取が疑われるのであれば、究極の原因物質が有機水銀であることまで特定されていなくとも、水俣湾の魚介類の摂取禁止措置をとるなど、健康被害の拡大を防ぐ予防的な取組方法を講じることができるはずである。

### (2) 講じる措置の扱いについて

#### ・(多様な選択)について

多様な措置の選択肢の検討がありうることは異存はないが、前述のような「リスク評価」の限界に鑑みるならば、潜在的リスクが存在する場合には、まず技術的・経済的に可能な対策をとることを検討すべきである。「場合によっては、何もしないという選択肢も正当な判断の一つである」との記述は、技術的・経済的に可能な選択肢が存在しない場合には当てはまるかもしれないが、情報提供など最小の費用負担でできることはあるはずで、極めて例外的な場合をわざわざ明記する必要はないと考える。

もし、記述するのであれば、前述のような「技術的・経済的に可能な対策を検討した結果、そのような対策が存在しないなど」といった記述を追加すべきである。

#### ・胎児・子ども等への優先的適用について

胎児・子どもは特に化学物質に脆弱であることから、子ども等の弱者についての予防的取組方法の適用は優先的に検討されるべきである。EU諸国では、予防的措置として、学校・保育所・病院周辺などセンシティブエリアを設定し、特別の対策を講じる例が見られるが、講じる措置の検討にあたっては、このようなセンシティブエリアの設定などの子ども等の弱者への対策を

優先的に検討すべきことを明記すべきと考える。

(3) 透明性の確保と公衆の関与

どのような予防的取組方法に基づく措置をとるかについては、専門家による科学的根拠に基づく判断ではなく、社会的な合意形成の問題であるから、公衆に対する十分な説明と議論が必要である。したがって、予防的取組方法の適用をめぐる特別のタスクフォースをできる限り多くの利害関係者の参加の下に設置するなどの取り組みが求められる。

また、予防的取組方法の検討開始を求める市民の申し出権を保障する必要があると考える。

以上